令和7年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県	名	群馬県
市町村	名	吉岡町

地方公共団体コード	11	0	3	4	5	4^6					
表番号・行番号		7				11					
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2											
団体区分コ	_	۲,	13			3 ¹⁶					

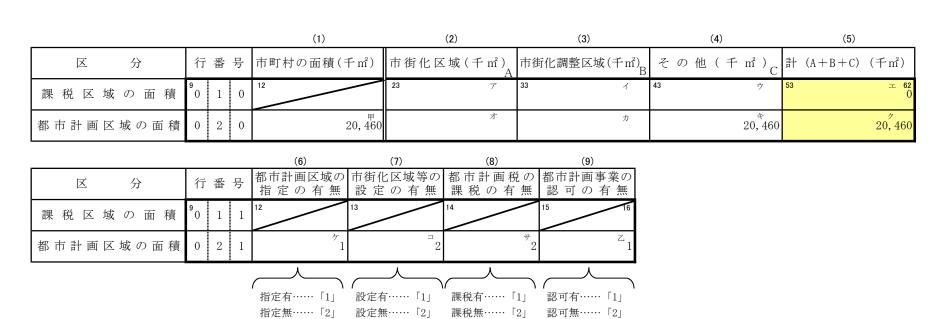
(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

(注) 自動的に付与される。

地	方公	表番号					
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	8 1

令和7年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調



地方在	地方公共団体コード											
1 0	3	4	5	4	⁷ 5	8 2						

第52表 納税義務者数に関する調

都	道系	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

			(1)	(2)	(3)
<u> </u>	公 分	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	90 1 0	12 0 2:	22	32 41
土地	法人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
	個人	0 4 0	0		
家 屋	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
	個 人	0 7 0	0		
実 数	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地	方グ	ド	表看	昏号			
1	0	3	4	5	4	7 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)						(2)						(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	Ī	市街	化	調	整	区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅地	90	1	0	12					24							34					45
地	地	その他	0	2	0																		ح 0
0	等	小 計	0	3	0					0							0					0	セ 0
地).	農地	0	4	0					ソ													⁹ 0
積 (千㎡)		 	0	5	0					チ 0							ッ 0					テ 0	١ 0
家床	木	造家屋	0	6	0																		0
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0																		0
の積 (㎡)		計	0	8	0					ナ 0							= 0					g 3	0
土	宅	宅 地	0	9	0																		* 0
地	地	その他	1	0	0																		0
0	等	小 計	1	1	0					0							0					0	^ 0
筆).	農地	1	2	0					٤													7 0
数 (筆)		計	1	3	0					^0							ホ 0					0	0
家屋	木	造家屋	1	4	0																		0
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0																		0
数 (棟)		計	1	6	0					₹ 0							۵					× 0	0

地	地方公共団体コード										
1	0	4	⁷ 5	4							

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	무	決	定	価	格
					1.1	·HI		市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規	人	9	1		12	24	34	45 モ 57 0
		宅	規 地		0	2	0				† 0
	宅	用	一 住宅		0	3	0				л 0
土		地	用 般 地	法人	0	4	0				Э 0
	地	非用住	1 生 毛 /	. 非 用 地	0	5	0				⁵ 0
		宅地	法人住宅	. 非用地	0	6	0				y 0
地		小	計	•	0	7	0		0	0	
		農	地		0	8	0	1			0
	7	ξ σ) 他	L	0	9	0				0
		計	+		1	0	0		0	0	0
家	木	造	家	屋	1	1	0				0
屋	木道	告 以 外	トの家	、屋	1	2	0				0
/±.		‡	+		1	3	0		0	Ĭ .	
	合		計		1	4	0	Ţ	0 7 (a 0	0

地	方グ	ド	表番号		
1	0	4	⁷ 5	4	

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	무	課	税	票	準	額	実定税率	調定見込額
								市街化区域(千円)				計 (千円) _A	В	A×B (千円)
			小規	個人	9	1	1	12	25	35		47		69 79/
			規 地	法人	0	2	1					あ 0		
	宅	用	住宅	個人	0	3	1					١, ٥		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1					⁵ 0		
	地	非用住	個 住宅 J	非用地	0	5	1					ž 0		
		宅 地	法 人住宅月	非用地	0	6	1					‡i 0		
地		小	計		0	7	1	0	(0	<i>ئ</i> ، 0		
		農	地		0	8	1	せ				< 0		
	7	- n	他	ı	0	9	1					0		
		計			1	0	1	0	(0	0		
家	木	造	家	量	1	1	1					0		
	木 造	造 以 外	の家	屋	1	2	1					0		
屋	_	計			1	3	1	0			0	0	/	
	合		計		1	4	1	^{t†} 0	۲ (b 0	0	%	0

地	方公	:共日]体:	ュー	ド	表看	昏号
1	0	3	4	5	4	7 5	5 5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道斥	牙 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

		(1) (2) (3)		(3)	(4)			(5)							
		区 分	45	計番	П.	納税義務者		地 積		決定	価格	課	税標準	重額	筆	数
		<u>Б</u>	1 J	一田	7	(人)		(千r	n²)		(千円)		(千	円)		(筆)
		[LERIN 2 or /Frile = a /) = a) SHI (V) 0 2 (2 2 2 2 =	9		١.	12	24			39		54			69	80
	令	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	0	1	0											
	市	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	: 0				\neg			1				
	.,.	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0		1		\neg			+				
特	和	負担水準0.85以上0.9未満		4					\neg			 				
	街 3	負担水準0.8以上0.85未満	0	5					\neg			1				
	3	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	: 0		1		\neg			+				
		負担水準0.7以上0.75未満		7					_			1				
定	化年	負担水準0.65以上0.7未満		8					\neg			+				
ル	10	負担水準0.6以上0.65未満		9			1		\neg			 				
	度	負担水準0.55以上0.6未満		0								1				
	区	負担水準0.5以上0.55未満			0				\neg			+				
		負担水準0.45以上0.5未満		2			1		\neg			 				
市	丛	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	 	1		\dashv			+				
1 ' 1	域前	4 In 1 Mr	1	4	: 0	 	+		\dashv			t				
	域則	負担水準0.3以上0.35未満		5			1		\neg			+				
		A LE LINES OF DELLO OF THE		6					-			+				
	農参	負担水準0.2以上0.25未満		7			\vdash		\neg			+				
街	辰	負担水準0.15以上0.2未満		8			+		\dashv			+				
	入	負担水準0.1以上0.15未満		9			+		\dashv			+				
		負担水準0.05以上0.1未満		: 0			+		\dashv			+				
	地の				0		+		\dashv			+				
112	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	計		2	•	0			0		0			0		(
化						U	'		U		0	_		U		(
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3			-		\dashv			-				
	市令	負担水準0.95以上1.0未満			0				-			-				
		負担水準0.9以上0.95未満		5					-			+				
区	和	負担水準0.85以上0.9未満	_	6	-		-		\dashv			-				
	往行	負担水準0.8以上0.85未満		7					_			-				
	街 4	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	: 0				-			+				
		負担水準0.7以上0.75未満		9			-		\dashv			-				
,	化年	負担水準0.65以上0.7未満		0		1	1		_			1				
域	14			1		1	+		\dashv			₽				
	度	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	: U	-	_		_			+				
	区	負担水準0.5以上0.55未満 - 5円 + 2		3			-		-			-				
	一以	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		4		1	+		\dashv			₽				
農	-	左		5		-	_		_			+				
辰	域後	負担水準0.35以上0.4未満 - 5日水準0.3以上0.35末港		6 7		-	-		\dashv			\vdash				
	IX.					1	\vdash		\dashv			₩				
	杂	負担水準0.25以上0.3未満 毎担水準0.25以上0.25大港		8		-	_		_			+				
	農参	負担水準0.2以上0.25未満 毎日水準0.15以上0.2未満		9		-	-		\dashv			\vdash				
地		頁担水平0.15以上0.2木個		0		1	\vdash		\dashv			₩				
		負担水準0.1以上0.15未満	_	1	_	-	-		_			+				
		負担水準0.05以上0.1未満 毎担水準0.05大港	_	2		1	+		\dashv			₽				
	0)	負担水準0.05未満	_	3	-		_					_				
		計	4	4	0	0			0		0			0		(

抴	方公	表番号					
1	0	4	7 5	5 5			

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道斥	f 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

				(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
	区 分	行:	番 号	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
				(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5 0	12	24	0	39	0	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	0)	0)	0		
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	0)	0	(0		
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	0)	0		0		
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	0)	0		0		
	負担水準0.75以上0.8未満	<u> </u>	0 : 0	0)	0		0		
合	負担水準0.7以上0.75未満		1 0	0)	0		0		
Н.	負担水準0.65以上0.7未満		2 0	0		0		0		
	負担水準0.6以上0.65未満		3 0	0)	0)	0		
	負担水準0.55以上0.6未満		4 0	0)	0)	0		
	負担水準0.5以上0.55未満		5 0	0		0		0		
	負担水準0.45以上0.5未満		6 : 0	0		0		0		
	負担水準0.4以上0.45未満		7 0	0		0		0		
	負担水準0.35以上0.4未満		8 0	0		0		0		
計	負担水準0.3以上0.35未満		9 0	0		0		0		
μl	負担水準0.25以上0.3未満		0 0	0		0		0		
	負担水準0.2以上0.25未満		1 0	0		0		0		
	負担水準0.15以上0.2未満		2 0	0		0		0		
	負担水準0.1以上0.15未満	_	3 0	0		0		0		
	負担水準0.05以上0.1未満		4 0	0		0		0		
	負担水準0.05未満	6	5 0	0)	0	0	0		
	計	6	6 0	0) ^{(*}	0		0	七	
第 63	表のうち生産緑地に係るもの	6	7 0		そ		た	5		

地	方を	大大	団体:	コー	ド	表看	昏号
1	0	3	4	5	4	7 5	8 6
							_

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅	地 等	the Tile	I. 14h ⇒I.	→ E	課税標	栗 準 (A)
		地	目 等	特	2 平 日	宅 地	その他	- 農 地	土地計	家屋	の特例	i 率 (B)
区	分			例 率	行番号						(わがま	
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
課法			評価額		9 0 1 0	12	22	32	42	52	62	64 65
	法	第9項(日本放送協会)	課税標準額	1/2		 			0			
税第	伝		評 価 額		0 2 0 0 3 0				0			
7			課税標準額	1/3	0 4 0							
標 7	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額		0 5 0							
2			課税標準額	2/3	0 6 0							
準	7		評価額		0 7 0				0			
条		第11項(登録有形文化財等)	課税標準額	1/2	0 8 0				0			
の第	0		評価額	1/3	0 9 0				0			
		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 構)	課税標準額	1/3	1 0 0				0			
特 2	2	(新21分構)	評価額	1/6	1 1 0				0			
			課税標準額	1/0	1 2 0				0			
例項	kr	第22項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3 0				0			
	条		課税標準額		1 4 0				0			
にか		第23項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5 0							
	第		課税標準額		1 6 0							
ょっ		第25項(中部国際空港㈱)	評 価 額 課税標準額	1/2	1 7 0 1 8 0				0			
· -	2		評 価 額		1 9 0				0			
9		第27項(家庭的保育事業)	課税標準額	-	2 0 0							_
書	項		評価額		2 1 0							
減		第28項(居宅訪問型保育事業)	課税標準額	-	2 2 0							_
の	uk.		評価額		2 3 0							
額	カュ	第29項(事業所内保育事業)	課税標準額	-	2 4 0						-	_
規		(# 00 mg /37 ch /1. 77 (77 ft 74 ch) \(\sigma \)	評価額	1./0	2 5 0				0			
と定	つ	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2	2 6 0				0			
1 1			評価額	1/9	2 7 0							
なに	5	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額	1/3	2 8 0							
		7007名(里丁竹子汉州州 元 浙光	評価額	2/3	2 9 0							
るよ	書		課税標準額	2/3	3 0 0							
	=	第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0			
額る			課税標準額		3 2 0	┃ 定している場合は特例			0			

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
1	0	3	4	5	4	7 5	8 6

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	地目	等	特			地 等	- 農 地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A)
区分		4	例率	行番号	宅 地	その他				の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
No large and the last of the l					(千円)			(千円)	(千円)	(A) (B)
減標の法 額準規第 第の定 7 7	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3	評 価 額	2/3	3 3 0	12	22	32	0	52	62
と特に 0 0 c f 例 よ 2 2	第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額		3 4 0				0		
なる にる条 るよ課の の	えて適用される場合 を含む)の適用を受	評 価 額	1/3	3 5 0				0		
額り税3 3	第2項 けるものに限る)	課税標準額	1, 0	3 6 0				0		
額計に代失失の 通けことにより 税 の 都等 税 の 都等 の が 本等 に戻り が の 都等 に戻り が の 都等	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	3 7 0						
な例るの法 法 に課4附 附		評価額	2/3	3 8 0				0		
よ税の則 るり標規第 の 4 第	(令和2年7月豪雨に係る	課税標準額	2/0	3 9 0				0		
減準定1 4	被災住宅用地等)	評価額	1/3	4 0 0				0		
額と特よ条条		課税標準額	1,0	4 1 0				0		
税す替に2条法の多案法の多案と の 都 日本	減額分に相当する課税標準 (わがまち特例)(6)(7)		1/2 減額	4 2 0			ていない場合は「一		たがって、(1)~(5	()が「0」の場合にお

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	表番	番号				
1	0	3	4	5	4	7 5	7
							_

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅力	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準 (A)
		地 [等	特 例	行番号	宅 地	その他	長 地	土地計	水 座	の特色	列 率 (B)
区	分			率	п ш у						(わがま	ミち特例)
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
よ法附		做1万(60人共享用)。2次十7人庄休)	評 価 額	1 /0	0 1 0	12	22	32	42	52	⁶²	64
則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	課税標準額	1/2	0 2 0							
第 1	法		評価額		0 3 0				0			
5 り条	124	第9項(並打任未稼に保る譲交回足員)	課税標準額	1/2	0 4 0				()		
'		第13項 (PFI公共施設)	評 価 額	1/2	0 5 0							
法附		第13次(1171公共地区)	課税標準額	1/2	0 6 0							
則第	附	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	0 7 0							
減 1		第14項	課税標準額		0 8 0						- -	
5 条		(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額 課税標準額	-	0 9 0 1 0 0							
の 2	則	適用分)	評 価 額		1 1 0							
▽		第15項 (都市鉄道施設)	課税標準額	2/3	1 2 0							
額は法			評価額		1 3 0				0			
附	第	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	課税標準額	1/2	1 4 0				C)		
則第		^{第10 項} 承継特例)	評 価 額	3/5	1 5 0				0			
ا ا ا			課税標準額	ა/ ა	1 6 0				C)		
条	,	 第17項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	1 7 0							
の 3	1		課税標準額	,	1 8 0							
の . #I		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	1 9 0 2 0 0				0			
な規定			課税標準額 評 価 額		2 1 0					<u> </u>		
によ	5	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	2 2 0							
る		第20項 (国际戦略を得等の何さはさん 設等)	評価額		2 3 0							
課る税			課税標準額	2/3	2 4 0							
標準	条	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	2 5 0							
の		第24-頃(駅のハリノリノノリー化融設)	課税標準額	2/3	2 6 0							
特例		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	2 7 0							
額に			課税標準額	性제求	2 8 0					L		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

1 0 3 4 5 4 ⁷ 8 7	ţ	也	方グ	大人	団体:	コー	ド	表番	番号
	1		0	3	4	5	4	7 5	7

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)	(6)	(7)
	分	_	地目	等	特例率	行番号	宅 地	地 そ	等の他	農	地	土地		家屋	の 特 (わが)	標 準 (A) 例 率 (B) まち特例)
標別期第	V+-		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	9 9 0	12	(円)	(千円	32	(千円)	42	(千円)	52	(A) 62	(B)
1 の 条、 特法	法附	第31項	(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 0 0 3 1 0 3 2 0							0			
附 則 第 1 5 条	則		(市民緑地)	評価額課税標準額	_	3 3 0 3 4 0							0			_
の よ 2 又 は	第	第33項	(地域福利増進事業)	評価額課税標準額評価額		3 5 0 3 6 0 3 7 0							0 0			
り 法 附 則 第 1	1	第36項	(浸水被害軽減地区)	課税標準額 評 価 額	3/4	3 8 0 3 9 0							0			
額 5 条 の 3 の	5	第37項	(滯在快適性等向上施設)	課税標準額評 価 額課税標準額		4 0 0 4 1 0 4 2 0							0		-	-
規定による	条	第41項	(貯留機能保全区域)	評価額課税標準額評価額	-	4 3 0 4 4 0 4 5 0							0		-	-
課額税		第44項	(道路運送高度化事業)	課税標準額	1/3	4 6 0							0			

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	表看	昏号				
1	0	3	4	5	4	7 5	8 8
							_

都	道系	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)		
	. 分		_	地	目 等	特例率	行	番号	클	宅 地	せ 等 の 他	- 農 地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A の 特 例 率 (B (わがまち特例)
よ則法	の法	I			\rightarrow		a		4	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
第 1 1 9 5 条 1	附則第	第2項	(法附則	道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	0	1	0	,-		<u> </u>	0		
の5 減3条 の、	1 5 2条		のを除く)	課税標準額		0	2	0				0		
規法を制に則定し	法附	第1項		:社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評価額	3/5	0	3	0				0		
と	第	70 - 7		ものを除く)	課税標準額	0,0	0	4	0				0		
準2 るの又	5 条	第1項		社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評価額	3/10	0	5	0				0		
特は 例法 額に附	3	/1= /4-		ものに限る)	課税標準額		0	6	0				0		
額	税固に 等定対 の資す	術修1 公実1 演演会	5 附 条則	減額分に相当する課利	总標準額	1/3 減額	0	7	0						
改正	īF	第2項		川第15条第33項 ・移住等環境整備推進法	評価額	1/3	0	8	0				0		
法	の 規		人)		課税標準額		0	9	0				0		
削第	による	第3項	(平成2	制第16条の2 8年熊本地震に係る被災 量等に対する都市計画税	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	1	0	0						
3 条	の 令 和 7 年	第4項	(平成3	刊第16条の3 10年7月豪雨に係る被災 量等に対する都市計画税	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	1	1	0						
則 6 第 年	に改 よ法	第3項		川第15条第32項	評価額	_	1	2	0				0		
9 正 条法	もの規令定	217 0 20	(特定等	事業所内保育施設)	課税標準額		1	3	0				0		
4	り改 合正 記法		(立地記	則第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	1	4	0				0		
1 4	4 の F規 女定	第3項	(協定を	有効期間 5 年以上)	課税標準額		1	5	0				0		
Ī	X E E 去 よ よ		(立地記	則第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	1	6	0				0	//	
条貝	ける 則も	V 1-12 NH4		有効期間10年以上) (わがまち特例) (6)(7)」	課税標準額			7				していたい場合け「	0	したがって (1)~	(5)が「0」の場合に

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード表番号										
1	0	3	4	5	4	7 5	8 8			
							$\overline{}$			

都	道系	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	_	地 [等	特例家	行番号	宅 地	せ 等 そ の 他	- 農 地	土地計	家 屋	課税標準 <u>(A)</u> の特例率(B)
区分				率		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(わがまち特例) (A) (B)
第改の定改 正令に正 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第2項	旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	9 1 8 0	12	22	32	42	52	62 64 68
附3るの 条則年も規		(部川欽坦州吳堉廷施政)	課税標準額		1 9 0						
第の改 令正 和法	第3項	旧法附則第15条第21項	評価額	1/2	2 0 0						
2の 1年規	W 0 - W	(国立大学校舎)	課税標準額	1/2	2 1 0						
8 改定 正に 法よ	第5項	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業)	評 価 額	_	2 2 0						
附る 条則も	717 ° 7	(地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	課税標準額		2 3 0						
法成に改 附263に 則645に 条第年もの	第2項	旧法附則第15条第20項	評価額	1/2	2 4 0						
男平もの 1 改の規 7 正平定	714 - 71	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	-, -	2 5 0						
平改成正	第4項	旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	2 6 0						
2 法		(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額		2 7 0						
年の改規	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	2 8 0						
正定			課税標準額		2 9 0						
法に附し	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評価額	1/2	3 0 0						
則。		機構)	課税標準額		3 1 0						
第 ^つ 9 ^も	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾	評価額	1/2	3 2 0						
条の 則2よ改		施設)	課税標準額		3 3 0						
2 ヵ正	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 4 0						
74 ° 0		(111477円ではで地域)	課税標準額		3 5 0						
1 4 2 3 4 3 4 3 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7	第5項	旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 6 0						
条附成に		(mode) is a feet and a feet a	課税標準額		3 7 0						

地	方グ	表看	番号				
1	0	3	4	5	4	7 5	8 8
							7

都:	道系	牙 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
						宅 均	也 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準(A)
		地 [等	特例	行番号	宅 地	その他) Fe 15	工 旭 即	水 座	の 特 例 率 (B)
区分	†			率							(わがまち特例)
改改	l		$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 8 0						
お規		(A-1-PEXMIT BILLYC/C//II)	課税標準額		3 9 0						
定附に		 旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	4 0 0						
よ	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	4 1 0						
則る も 第の		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	4 2 0						
平		(小型船舶検査機構)	課税標準額		4 3 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	4 4 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 5 0						
則1よ改 7る正	第4百	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療規劃支払其会)	評価額	1/6	4 6 0						
第年もお	TF 100 ATT	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	4 7 0						
第 1 0 平 1 0 米の規定	第5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1/6	4 8 0						
条附成に	370-M	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 9 0						
年改工正		旧法第349条の3第28項	評価額	1/3	5 0 0						
改法正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/0	5 1 0						
上 規 法定		旧法第349条の3第29項	評価額	1/3	5 2 0						
附よ	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	5 3 0						
則る	373°54	旧法第349条の3第30項	評価額	1/3	5 4 0						
第の一		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	5 5 0						
1 8成		旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	5 6 0						
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/3	5 7 0						
第則年の 第改平 2 1 正成	に正	旧法附則第15条第19項	評価額	1/2	5 8 0				0		
3 法 1 項条附 0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1/4	5 9 0				0		

地	方グ	表番号					
1	0	3	4	5	4	7 5	8 8

都	道႔	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
					44-		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準_(A)
			地 [事 等	特例	行番号	宅 地	その他) AC 15	工 地 印	水 座	の 特 例 率 (B)
X	分			_	率							(わがまち特例)
平改	ı			$\overline{}$		9 : :	(千円	(千円)	(千円)	(千円 142	152 (千円)	(A) (B)
成正				評 価 額	1/3	6 0 0						
		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 7系特定産業事業研究機	課税標準額		6 1 0						
7 法 年		構)		評価額	1/0	6 2 0						
サの改				課税標準額	1/6	6 3 0						
正規		旧法第349条		評 価 額	1/6	6 4 0						
法定	第3項	(日本電気計	 器検定所)	課税標準額	1/0	6 5 0						
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6	6 6 0						
則よ		(日本消防検	(定協会)	課税標準額	1/0	6 7 0						
		旧法第349条		評 価 額	1/6	6 8 0						
第る		(小型船舶検	(査機構)	課税標準額	1/0	6 9 0					1	
1 2 5		旧法第349条		評 価 額	1/6	7 0 0						
条の		(軽自動車検	(査協会)	課税標準額	1/0	7 1 0						
		合	計	評価額		7 2 0	(0	0	,		
			н	課税標準額		7 3 0	(0	0	,		,
	第条 ⁹ 7の		市街化区域農地としての評	平価額		7 4 0						
	項 5		徴収猶予分に相当する課税	.標準額	V	7 5 0						
	第条第		市街化区域農地としての評	平価額		7 6 0						
	8の 項5		徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7 7 0						
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		7 8 0						
	項 1 の 2 附 6 5 9 則 減額分に相		減額分に相当する課税標準	車額	V	7 9 0						
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		8 0 0						
	項1の 75	9則	減額分に相当する課税標準	車額		8 1 0						

地	方グ	表番号					
1	0	4	7 5	8 8			
							_

都道月	府 県	: 名	群馬県
市町	村	名	吉岡町

						(1)		(2)		(3)		(4)	(5)	(6)	(7)
	地目等	特				1		也	等		農	地	土	地 計	家屋	課税	標 準 (A)
区分	NE H 4	例率	行	番 ·	号	宅	地	そ	· 0	他							例 率 (B) まち特例)
		-					(千円)			(千円)		(千円)		(千円	(千円)		(B)
る及と税条法 特びな免第 4 例 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 第 日 日 第 日 日 第 日	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	2		12		22			32		42	I	52	62	64 65
置係及な除項5法 ので区域ででは では でのでが でのでは でのでが でがでが でが	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0									,)		
置係及な除項5法 ので区域ででは では では では では では では では では では	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	4	0									,)		
特用の 例 地 で の を の を の の の の の の の の の の の の の の の	減額分に相当する課税標準額		8	5	0									,			
例地代に日15法 措に替よ本06 選(保住名大項(東第 る年表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	減額分に相当する課税標準額		8	6	0												
置係代に日15法 る替よ本16 特家ス大項	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	7	0												
特家る大項条則 例屋被震(措に災災東第第	疾病力に10コナる味性原	1/3 減額	8	8	0												

地	地方公共団体コード										
1	0	3	4	5	4	7 5	8 8				

都道府県	具 名	群馬県
市町村	名	吉岡町

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	地目等	特			地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
区分	心 口 寸	例率	行番号	宅 地	その他				の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
		7		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
措置) 地の保証 (居 展 第 第 1 名 3 名 で 1 名 3 年 1 名 3 年 1 名 3 年 1 名 5 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	減額分に相当する課税標準額		8 9 0	12	22	32	0	52	62 64 65
のに困第法 特係難 1 附 例る区 4 則 措代域項第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0						
置 (本内 5 家居 6 屋屋住条	px取力で14 = 7 の球児原牛蝦	1/3 減額	9 1 0						

地	方グ	表番号					
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区分	行	番	무	納税義務者		地 積	ť	央 定 価 格	課税標準額	筆	数
		Σ π	11	笛	75	(人)		(千m²)		(千円)	(千円)		(筆)
		負担水準1.0以上	9	1	٥	12	24		39		54	69	80
	小	東担小平1.0以上		:	:								
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0								
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0								
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0								
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0								
		負担水準0.75以上0.8未満		6									
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7									
		負担水準0.65以上0.7未満		8									
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0								
	_	負担水準0.55以上0.6未満		0									
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1									
	,	負担水準0.45以上0.5未満		2									
	地	負担水準0.4以上0.45未満		3									
	70	負担水準0.35以上0.4未満		4									
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満		5									
		負担水準0.25以上0.3未満		6									
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7									
	II	負担水準0.15以上0.2未満		8					╙				
	Į.	負担水準0.1以上0.15未満		9									
	人	負担水準0.05以上0.1未満	_	0	_								
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1					┖				
		計	2	2	0	0)	0	2	0	0		(
		負担水準1.0以上		3			+		-				
	715	負担水準0.95以上1.0未満		4			T		\vdash				
		負担水準0.9以上0.95未満		5			1						
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6			1		T				
	/90	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0		1		T				
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0		1		T				
	100	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0		1		T				
地	住	負担水準0.65以上0.7未満		0									
		負担水準0.6以上0.65未満	_	1			1		T				
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0				T				
		負担水準0.5以上0.55未満		3									
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4					T				
		負担水準0.4以上0.45未満		5									
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0								
		負担水準0.3以上0.35未満		7									
	$\widehat{}$	負担水準0.25以上0.3未満		8					T			İ	
		負担水準0.2以上0.25未満		9			T		Т				
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0				T				
		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0				Т				
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0								
		負担水準0.05未満		3					Τ				
	_	計	1	4	n	0		0	논	0	な 0		
		П	-±	4	v	0		0		0	0		

地	方グ	〉共区]体:	1 —	ド	表都	番号
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	
	区分	行	番	号	納税義務者	地程	(- m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
			_		12	24	111)	39	54	69	(事)
	負担水準1.0以上	4	5	0							
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0							
én.	色 担水準0 0Γ/ 1-0 05 未滞		7								
般	負担水準0.85以上0.9未満		8								
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0							
住	気造水平0.10次工0.0水間		0								
	負担水準0.7以上0.75未満		1								
宅	2 11 11 2 1 2 1 1 1 1 1		2								
	負担水準0.6以上0.65未満		3								
用	負担水準0.55以上0.6未満		4								
	負担水準0.5以上0.55未満		5								
地	負担水準0.45以上0.5未満		6								
	負担水準0.4以上0.45未満		7								
宅	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0							
年 个	スコパーのの人工の のの人間	5	9	0							
個	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		0								
100	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		2					-			
	負担水準0.1以上0.15未満		3								
人	負担水準0.05以上0.1未満		4					-			
	負担水準0.05未満		5								
			6					IC .	a ba		
	計	6			0		0		0 83		(
	負担水準1.0以上		7								
-	負担水準0.95以上1.0未満		8								
	負担水準0.9以上0.95未満		9								
般	負担水準0.85以上0.9未満		0								
	負担水準0.8以上0.85未満		1								
住	負担水準0.75以上0.8未満		2								
地	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		3								
型 宅	負担水準0.6以上0.65未満		4 5								
-	負担水準0.55以上0.6未満		6					-			
用	負担水準0.5以上0.55未満		7								
/ "	負担水準0.45以上0.5未満		8								
拙			9								
1	負担水準0.35以上0.4未満		0								
_	負担水準0.3以上0.35未満		1								
	負担水準0.25以上0.3未満		2								
法	A la Little and La as to the		3							İ	
1/4	負担水準0.15以上0.2未満		4								
1	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0							
^	負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0							
_	負担水準0.05未満	8	7	0							
	7 th 1	8	8	0	0		0	ね	0 0		(
	HI	Ŭ	Ŭ	·	0		0		0		



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	行 番 号	納税義務者	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数	
			11 11 13	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆	
	商	負担水準0.7超	9 1 0	12	24	39	54	69	80
	業								—
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0						—
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0						
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0						
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0						
	非	負担水準0.45以上0.5未満 2.5.1 (1.5.1	0 6 0						
		<u>負担水準0.4以上0.45未満</u>	0 7 0						
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0						
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0						
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
宅	710	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
	•	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
	人	負担水準0.05未満	1 5 0						
	\mathcal{C}	計	1 6 0	0	0	it 0	υ 0		(
	商	 負担水準0.7超	1 7 0						
	11-1	負担水準0. 65以上0. 7以下	1 8 0						_
	業	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0						_
	地	負担水準0. 55以上0. 6未満	2 0 0						_
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0						_
	$\overline{}$	負担水準0. 45以上0. 5未満	2 2 0						_
		負担水準0. 4以上0. 45未満	2 3 0						
Life	- '	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0						—
地	住	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0						_
	宅	負担水準0. 25以上0. 3未満	2 6 0						_
	用	負担水準0. 2以上0. 25未満	2 7 0						_
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0						
	•	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0						_
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0						_
	法	負担水準0.05未満	3 1 0						_
	人		-: :			خ د	II .		
	$\overline{}$	計	3 2 0	0	0	0	0		(
1	160行及	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)	3 3 0						
<u> </u>	160行及	なび320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 4 0						
	11/2	CO							_



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)			(3)	(4)		(;	5)
		区	行	番	무	納税義務者		地積	決	定	価格	課税標準		筆	数
						(人)	<u> </u>	(千㎡)			(千円)	(千	円)		(筆)
	商	負担水準0.70	93	5	0	12	24		39			54		69	80
宅	業		2	6	Λ		\vdash								
Life	地等	負担水準0.68以上0.69未満		7											
地	"	負担水準0.67以上0.68未満		8											
	非	負担水準0.66以上0.67未満		9											
	住	負担水準0.65以上0.66未満	4	0	0										
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満		1											
	用	負担水準0.63以上0.64未満		2			_								
担	地	負担水準0.62以上0.63未満 負担水準0.61以上0.62未満		3 4			-								
'-	١.	負担水準0.60超0.61未満		5			1								
水	個	負担水準0.60		6											
	人	計		7		0		0			()	٥		0
準						0		0			(,	U		U
	商	負担水準0.70		8			-								
0	業地	負担水準0.69以上0.70未満 負担水準0.68以上0.69未満		9			┝								
6	等	負担水準0.67以上0.68未満		1			\vdash								
6	,	負担水準0.66以上0.67未満		2			\vdash								
	非	負担水準0.65以上0.66未満		3											
′	住	負担水準0.64以上0.65未満	5	4	0										
0	宅田	負担水準0.63以上0.64未満		5											
	用地	負担水準0.62以上0.63未満		6			┡								
7	- FE	負担水準0.61以上0.62未満 負担水準0.60超0.61未満		7 8			\vdash		-						
1	法	負担水準0.60 負担水準0.60		9			+		-						\longrightarrow
	人			_		0		0				,	_		0
	$\overline{}$	計	ь	0	Ü	0		0			()	0		0



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

 ((1)		(2)		(3)	(4)		(5)	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			区分	行	番	号				決					数
# 負担水準の.58以上の.60水湾			~								(千円)				(筆)
世		商	負担水準0.59以上0.60未満	96	1	0	12	24		39		54	69		80
世	宅	業	<u>負担水準0.58以上0.59未満</u>	6	2	0		\vdash					+		
世		地	負担水準0.57以上0.58未満												
##	МТ	垒											1		
# 負担水準0.53以上0.54未満 6 7 0	地	4													
世 住 住			負担水準0.54以上0.55未満	6	6	0							T		
無理	$\overline{}$	非													
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		住													
世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		空													
世	負	-													
世 ・ 負担水準0.47以上0.48未満		用用											┸		
大 長担水準0. 46以上0. 46未満	扣	地													
株	15		負担水準0.47以上0.48未満					╙					_		
注		/IEI											_		
推 計 7 7 0 0 0 0 6 負担水準0.59以上0.60未満 負担水準0.58以上0.59未満 負担水準0.56以上0.55未満 負担水準0.56以上0.58未満 毎担水準0.55以上0.56未満 負担水準0.55以上0.55未満 毎担水準0.55以上0.55未満 毎担水準0.52以上0.53未満 毎担水準0.52以上0.53未満 毎担水準0.51以上0.54未満 毎担水準0.51以上0.52未満 毎担水準0.51以上0.52未満 毎担水準0.51以上0.52未満 毎担水準0.51以上0.52未満 毎担水準0.50以上0.53未満 毎担水準0.50以上0.53未満 毎担水準0.40以上0.50未満 毎担水準0.40以上0.50未満 毎担水準0.40以上0.50未満 毎担水準0.40以上0.50未満 毎担水準0.40以上0.40未満 毎担水準0.40以上0.40未満 毎担水準0.40以上0.40未満 毎担水準0.45配0.40未満 毎担水準0.45配0.46未満 8 9 0 6 日本、準0.40以上0.40未満 毎担水準0.45配0.46未満 9 1 0 6 日本、準0.45配0.46未満 9 2 0 6 日本、本0.45配 9 3 0	水							<u> </u>					_		
音音			<u>負担水準0.45</u>	_									_		
商 負担水準0.58以上0.59未満 負担水準0.57以上0.58未満 負担水準0.57以上0.58未満 8 8 0 4 每 負担水準0.55以上0.56未満 負担水準0.55以上0.55未満 負担水準0.53以上0.54未満 8 8 2 0 6 但担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.52以上0.53未満 負担水準0.52以上0.53未満 8 8 4 0 6 但担水準0.50以上0.52未満 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.47以上0.48未満 9 8 9 0 6 日本、企0.49未満 負担水準0.47以上0.48未満 負担水準0.47以上0.48未満 9 9 0 0 6 日本、企0.45と0.47未満 負担水準0.45と0.46未満 負担水準0.45 9 0 0 6 日本、企0.45と0.46未満 負担水準0.45と0.46未満 負担水準0.45 9 0 0 6 日本、企0.45と0.46未満 負担水準0.45と0.46未満 9 0 0 6 日本、企0.45と0.46未満 負担水準0.45と0.46未満 9 3 0	淮		計	7	7	0	0		0		0		0		0
0 業 負担水準0.58以上0.59未満 負担水準0.56以上0.57未満 り 負担水準0.55以上0.56未満 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	-	商													
0 貞担水準0.57以上0.58未満 8 0 0 4 等 負担水準0.56以上0.57未満 8 1 0 5 負担水準0.55以上0.56未満 8 3 0 6 負担水準0.53以上0.54未満 8 4 0 月担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 6 負担水準0.51以上0.52未満 8 6 0 6 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 6 負担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 6 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 6 負担水準0.45超0.46未満 9 1 0 6 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 6 負担水準0.45 9 3 0		1	負担水準0.58以上0.59未満	7	9	0									
4	0	ı													
5 負担水準0.54以上0.55未満 8 3 0 負担水準0.53以上0.54未満 8 4 0 負担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 住 負担水準0.51以上0.52未満 8 6 0 宅 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 日用 負担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 負担水準0.45超0.46未満 9 1 0 負担水準0.45 9 3 0		地											┸		
# 信担水準0.53以上0.54未満		等											┸		
5 有担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 6 有担水準0.51以上0.52未満 8 6 0 6 有担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 6 有担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 6 有担水準0.48以上0.49未満 9 0 6 有担水準0.47以上0.48未満 9 0 6 有担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 6 有担水準0.45超0.46未満 9 2 0 6 有担水準0.45 9 3 0	5							<u> </u>							
6 自担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 4担水準0.51以上0.52未満 8 6 0 5 負担水準0.50以上0.51未満 8 7 0 6 負担水準0.49以上0.50未満 8 8 0 6 負担水準0.48以上0.49未満 8 9 0 6 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 6 負担水準0.45超0.46未満 9 1 0 6 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 6 負担水準0.45 9 3 0		非											_		
E 名 2 0 </td <td>5</td> <td> ' '</td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td>	5	' '											_		
0		ı											_		
6 担水準0.48以上0.49未満 負担水準0.47以上0.48未満 負担水準0.46以上0.47未満 負担水準0.45 9 0 0 9 0 0 6 負担水準0.46以上0.47未満 負担水準0.45 9 1 0 9 2 0 6 負担水準0.45		宅						┡					+		
6 地 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 6 ・ 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 法 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 人 負担水準0.45 9 3 0	0	用						├					+		
・ 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0 法 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 人 負担水準0.45 9 3 0		地						├					+		
法 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0 人 負担水準0.45 9 3 0	6	.						\vdash					+		
) 人 負担水準0.45 9 3 0		\/ .						\vdash					+		
		"						\vdash					+		
】 【9 i 4 i 0 0 0 0 0 0 0		ı		_	-								+		
		_	計	9	4	0	0		0		0		0		0

地方公司	共団体コー	ド	表番	号
1 0	3 4 5	4	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	11	钳	ク	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
宇	:	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0	1	0	0	24	0	39	0	69	0
	4	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0	2	0	0		0	C	0		0
坩	1	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	0		0	0	0		0
7.	1	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		0		0	C	0		0
計		負担水準0.2未満		5		0		0	0	0		0
ПП		計		6		0	ま	0	# O	t 0	め	0
	4	負担水準0.7超		7								
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8								
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9	_							
	п.	負担水準0.55以上0.6未満		0	$\overline{}$							
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1								
	準	負担水準0.45以上0.5未満		2								
		負担水準0.4以上0.45未満		3								
マ	土	負担水準0.35以上0.4未満		4								
	地	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		5								
		負担水準0.25以上0.3木満 負担水準0.2以上0.25未満		6 7								
		負担水準0.15以上0.2未満		8								
	個	負担水準0.13以上0.2木綱 負担水準0.1以上0.15未満		9								
		負担水準0.05以上0.1未満		0								
	人	負担水準0.05未満		1								
	$\overline{}$	카	2			0		0	0	0		0
D						0		0	0	0		0
	宅	負担水準0.7超		3								
	-	負担水準0.65以上0.7以下		4								
	地	負担水準0.6以上0.65未満		5								
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6								
	ᄮ	負担水準0.5以上0.55未満 毎初水準0.45以上0.55未満		7								
	準	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		8								
	r.	負担水準0.35以上0.4未満		0								
/ı.la	土	負担水準0.3以上0.35未満		1								
他	地	負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	_	2								
		負担水準0.2以上0.25未満		3								
		負担水準0.15以上0.2未満		4								
	法	負担水準0.1以上0.15未満		5								
	l .	負担水準0.05以上0.1未満		6								
	人	負担水準0.05未満		7								
	$\overline{}$	₹ 1	1-	8		0		0	0	0		0
		н і	ŭ	Ŭ	V	V		- 0	0			0

地	方公	共区]体:	コー	ド	表番	子号
1	0	3	4	5	4	⁷ 6	8 1

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	△	11 笛 夕	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	負担水準1.0以上	3 9 0	12	24	39	54	69 80
		4 0 0					
宅	老 以	4 1 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 2 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 3 0					
地		4 4 0					
	外 負担水準0.7以上0.75未満	4 5 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	4 6 0					
Lil.	負担水準0.6以上0.65未満 比	4 7 0					
110	負担小平0.55以上0.6不倘	4 8 0					
	の 負担水準0.5以上0.55未満	4 9 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 0 0					
準	負担水準0.4以上0.45未満	5 1 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 2 0					
		5 3 0					
+	工 負担水準0.25以上0.3未満 土 負担水準0.20以上0.25主港	5 4 0					
	貝担小平0.2以上0.25木個	5 5 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	5 6 0					
	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	5 7 0 5 8 0					
地	地 負担水準0.05以上0.1米個 負担水準0.05未満	5 9 0					
	2 13 13 13						
	計	6 0 0	0	0	0	0	1
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	6 1 0	0	0	C	0	(
^	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 2 0	0	0	0	0	(
合	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準	0.6以上 6 3 0	0	0	0	0	
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 4 0	0	-		· ·	
計	負担水準0.2未満	6 5 0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	<i>₽</i>	C	0	۴ (



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 群馬県

 市町村名
 吉岡町

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行	番	巾	納税義務者		地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>Δ</u>				(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
-	宅	負担水準0.70	⁹ 6	7	0	12	24		39	54	69	80
そ		<u>負担水準0.69以上0.70未満</u>	G	0	Λ		┢					
_O		負担水準0. 68以上0. 69未満		8 9			<u> </u>					
	比	負担水準0. 67以上0. 68未満		0			\vdash					
他	準	負担水準0. 66以上0. 67未満		1								
	土	負担水準0.65以上0.66未満		2								
$\overline{}$	地	負担水準0.64以上0.65未満		3								
4.	715	負担水準0.63以上0.64未満		4								
負	^	負担水準0.62以上0.63未満		5			┡					
担	個	負担水準0.61以上0.62未満 負担水準0.60超0.61未満		6 7			-					
,	人	負担水準0.60 負担水準0.60		8			-					
水)					0		0	0	0		0
		計		9		0		0	0	0		0
準	宅	負担水準0.70		0								
	地	負担水準0.69以上0.70未満		1			-					
0		負担水準0.68以上0.69未満		2			-					
6	比	負担水準0.67以上0.68未満 負担水準0.66以上0.67未満		3 4			\vdash				-	
	準	負担水準0.65以上0.66未満	8	5	0		1					
5	土	負担水準0. 64以上0. 65未満		6								
	地	負担水準0.63以上0.64未満		7								
0		負担水準0.62以上0.63未満		8								
		負担水準0.61以上0.62未満		9								
7	法	負担水準0.60超0.61未満	_	0								
$\overline{}$	人	負担水準0.60		1								
)	計	9	2	0	0		0	0	0		0

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

抴	方公	、共区]体:	コー	ド	表都	番号
1	0	3	4	5	4	⁷ 6	28

第62表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 群馬県

 市町村名
 吉岡町

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者		地 積 (千㎡)	決	定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
-	宅	負担水準0.59以上0.60未満	90	1	0	12	24		39		54	69	80
そ	地	負担水準0.58以上0.59未満		2									
	地	負担水準0.57以上0.58未満		3									
の	比	負担水準0.56以上0.57未満		4									
		負担水準0.55以上0.56未満		5			<u> </u>						
他	準	負担水準0.54以上0.55未満		6									
'-		負担水準0.53以上0.54未満		7			<u> </u>						
	土	負担水準0.52以上0.53未満		8									
$\overline{}$	地	負担水準0.51以上0.52未満		9			<u> </u>						
	70	負担水準0.50以上0.51未満		0								_	
負	_	負担水準0.49以上0.50未満		1			<u> </u>						
		負担水準0.48以上0.49未満 負担水準0.47以上0.48未満		2									
担	個	負担水準0.46以上0.47未満		3 4			<u> </u>						
担		負担水準0. 45超0. 46未満		5			<u> </u>						
	人	負担水準0.45 自担水準 0.45		6									
水	$\overline{}$	7 (3—14 · 1 · 1 · 1 · 1											
		計	1	7	0	0		0		0	0		0
進		負担水準0.59以上0.60未満	1	8	0								
'	宅	負担水準0.58以上0.59未満	1	9	0								
	地	負担水準0.57以上0.58未満		0									
0	_	負担水準0.56以上0.57未満		1									
1 :	比	負担水準0.55以上0.56未満		2									
4	241	負担水準0.54以上0.55未満		3									
5	準	負担水準0.53以上0.54未満		4									
	土	負担水準0.52以上0.53未満		5									
5		負担水準0.51以上0.52未満		6									
	地	負担水準0.50以上0.51未満		7									
		負担水準0.49以上0.50未満		8									
0	$\overline{}$	負担水準0.48以上0.49未満		9									
6	法	負担水準0.47以上0.48未満		0			<u> </u>						
1 6	124	負担水準0.46以上0.47未満		1			<u> </u>				ļ		
	人	負担水準0.45超0.46未満		2			<u> </u>						
	_	負担水準0.45	_	3	-								
		計	3	4	0	0		0		0	0		0

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方公共団体コード表番号									
1	0	3	4	5	4	⁷ 6	3		

第63表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1)		(2)		(3)			(4)			(5)
		区	分	行番号		納税義	務者	地	積	決	定(西 格	課	税 標	準 額	筆	数
			Ŋ	11 187 7			(人)		(千m²)			(千円)			(千円)		(筆)
	本貝	川による(価格の3分の2	2) 課税がなされたもの	90 1 0) 12	2		24		39			54			69	8
_		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0)												
		貝坦酮電平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0)												
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0)												
		貝担調電平1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0)												
-		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0)												
市		貝坦剛歪平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0)												
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0)												
街			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0)												
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0)												
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0)												
16	以		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0)												
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0)												
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0)												
		貝担調登半1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0)												
域			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0)												
坝			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0)												
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0)												
農			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0)												
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0)												
地			負担水準0.05未満	2 1 0)												
-6		計		2 2 0)	ф	0	j.	0	6		0	ŋ		0	る	
	本貝	川による課税がなされた	2 3 0)													
		A和調數表1 00F	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0)												
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0)												
^		/t. 40 = 10 shtt. 1 o. 5	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0)												
介		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0)												
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0)												
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0)												
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0)												
在			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0)												
,	上		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0)												
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0)												
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0)												
	外	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0)												
農			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0)												
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0)												
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0)												
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0)								Ì				
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0)												
res			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0													
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0)												
			負担水準0.05未満	4 3 0	_												
	-		計 計	4 4 0	_		0	_	0			0			0		

地	方グ	表番号					
1	0	3	4	5	4	⁷ 6	3
_							

第63表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行 番 号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
)J	11 11 7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則	川による課税がなされた	もの	⁹ 4 5 0	12	24	39	54	69
		△ +□ =田 ★ →□ →□	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
_	ll	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		貝担酮電平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
6m.			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	上		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	以		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
農	外		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		7.1.1.4.1.E. 1.1.1.	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	Ш		負担水準0.05未満	6 5 0					
	-L-171	ロートマニロび かんししょ	計	6 6 0	0	0	-		
	4月	川による課税がなされた -	6 7 0	0					
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	-		
		7 (3-19/3-12)	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0		0	
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0			
		只归则正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0		0	
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
			負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
合	ll		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	
			負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
	L		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	
	上記		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
	以		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0		0	
	外		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0		0			
			負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0		0	
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	-		
計			負担水準0.25以上0.3未満		0	0			
.,			× 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	8 2 0	-	-	-		
			負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0			
			負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0			
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0			
			負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0			
			負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	-	0	
						れ	S .	わ	を